

会議名	第2回 宇都宮市民遺産会議
開催日時・開催場所	令和3年1月29日(金) 午後3時30分～午後5時15分 宇都宮市役所14階 14B会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会議の公開・非公開の決定 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回宇都宮市民遺産会議議事録の確認について (2) 現地における意見聴取の開催について 4 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 宇都宮市民遺産(「みや遺産」)の認定について 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「みや遺産」ロゴマークについて 6 閉 会
出席者氏名	三橋仲夫会長, 橋本澄朗副会長, 高橋俊守委員, 大澤慶子委員(欠席), 大嶽浩良委員, 小川聖委員, 林光武委員, 小松俊雄委員, 安藤正知委員, 野沢恭久委員, 樺沢修委員
公開・非公開の別	一部非公開
傍聴者の数 (公開した会議に限る。)	0名
非公開の理由 (非公開の会議に限る。)	当該会議の協議事項である市民遺産の認定については, 当該懇談会における意見聴取を経て教育委員会で審議される意思形成過程にある情報であり, 現時点における認定申請に係る情報等を公開することにより, 市民・利害関係者等に不正確な理解や誤解を与えることとなり, 審議に支障を生じると認められるもの(宇都宮市情報公開条例第7条第5号)であるため。
発言の要旨	<p>3 報告事項</p> <p>(1) 第1回宇都宮市民遺産会議議事録の確認について</p> <p>意見なし</p> <p>(2) 現地における意見聴取の開催について</p> <p>委 員 : 前回の会議での意向を受けて, 現地確認を行ってきた。年代に関しては, 残念ながら地元の伝承として伝わっているものはなかったが, 現地の石仏等を拝見したときに年号が記載されているものがあり, これらの行事は江戸時代には行われていたもので, 古い歴史を持っていると考えられる。</p> <p>また, 水龍様や愛宕様などは, 水が少なかったこの地域の生活のあり方を伝えている貴重な行事と考えられる。地蔵尊のお祭りや十九夜様の信仰の行事は, 女性の行事であるが, この地域のすべての方で支えている。</p> <p>さらに, これらの史跡を巡るハイキングを企画して, 次世代へ継承する取り組みを行っており, 素晴らしい企画である。</p> <p>みや遺産の値する行事であると考えられる。</p> <p>委 員 : 次世代の継承については, 各地域で苦勞している。この点を今後も積極的に取り組んでほしい。</p> <p>会 長 : 小川委員が, 今回の調査について詳細な報告書を取りまとめてくださったので, 事務局の方で保存してほしい。</p>

4 協議事項

(1) 宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について

①旧埴田村からの伝統的行事「おかりや」

事務局（案）について、意見なし

②徳次郎智賀都神社例大祭付け祭り

事務局（案）について、意見なし

③徳次郎智賀都神社冬渡祭行事

事務局（案）について、意見なし

④旧仮本陣芦谷家建物・高麗門

事務局（案）について、意見なし

⑤大塚古墳・大ジノ古墳

事務局（案）について、意見なし

⑥新石町火焰太鼓山車・南新町桃太郎山車

委員：事務局の方から管理状況が「△」と説明があったが、認定に当たって不都合はあるのか。

事務局：必須要件ではないので、認定できないというものではない。市内に残る山車・屋台のなかには、地域のコミュニティの中で維持管理されながら巡行しているものがあり、本件は公的機関が維持管理して、地域は巡行等で関わっている。今後目指すべき姿は、地域内で継承しながら使っていくことであると考えたことから、「△」という評価となっている。

委員：地域で保存していくことが理想であるが、地域の人口の減少や保存場所が確保できないなどの理由で、地域内で管理したいができない場合もある。そのような地域の事情を把握して判断してほしい。

委員：地域で保存管理していくことが理想的であるという理解は分かるが、公的施設で管理することも問題があるわけではない。

会長：△というのは意図が伝わりにくい。意図が伝わるように工夫してほしい。

⑦白沢宿のまちなみ

事務局（案）について、意見なし

⑧田野町の八坂神社天王祭花屋台巡行行事と伝統年中行事

事務局（案）について、意見なし

⑨エソジマモチ（江曾島糯）

委員： 世代を超えた継承の点で要綱に合致しない部分があるとの評価であるが、世代を超えて継承しようとしている努力を評価すべきであり、柔軟に考えていくことはできないか。

事務局： 市民遺産の認定に当たっては、要綱に基づき判断しており、「世代を超えて継承してきたもの」という要素は必ず備えるべき要素となっている。このことから、今回は原案のとおりの判断となった。

本件については、再申請を認めないわけではなく、資料説明でもあったように、エソジマモチを開発した篠崎重五郎を顕彰する碑が地域内で代々受け継がれているので、これとセットであれば、現在の基準でも基準を満たしていく余地があると考えている。

なお、本資源については、地域内で広く認知されておらず、地域をあげてバックアップする環境や体制が整っていると判断できなかった。この点も課題が残ると考えている。

委員： 民俗文化財に関しては、伝統行事や活動が中止や消滅することがあるが、その後地域の人々はその価値を見直し、復活させる動きもある。文化財指定であれば、一度途絶えたものを指定にすることはできないが、みや遺産制度は、地域での保存継承を促進する制度であり、このような復活させようという動きを評価して行ってほしい。今後、要綱の見直しなどを検討して行ってほしい。

委員： 今後の課題となるが、認定基準の中に「世代を超えて継承してきたもの」のほかに、「復活させて継承させていく努力をしているもの」を含める余地があるのかを、この案件が申請させたことを受けて、議論していくべきである。

委員： 今回は要綱に基づいて判断するという事は納得するが、今後は要綱を制度の目的に沿ったものとしていく努力をして行ってほしい。この制度は、これまでの文化財保護の仕組みでは拾えないものを拾っていくことに、ひとつの意義があると考えている。目的を実現できるよう、制度の見直しに取り組んで行ってほしい。

委員： 要綱に基づいて「該当しない」という結論は納得するが、「篠崎重五郎の碑」は大変重要な資源であることから、「篠崎重五郎の碑と一緒に評価して再度申請してはいかか」などと再検討を促して行ってほしい。

「篠崎重五郎の碑」は、エソジマモチの歴史を伝えるものであるとともに、戦時期の空襲で傷ついており、戦争の記憶を留める重要な「戦争遺産」でもあり、地域の人々が苦勞して、現在の滝尾神社へ移設して守り繋いでいるものである。

事務局 : 篠崎重五郎の碑と一緒に評価する考えは、申請者に伝える。
本制度は、昨年度に開催した制度検討懇談会での検討を踏まえて、創設した制度であり、今回は要綱に基づいて判断する。今後、同様の事例があれば、要綱の見直しや新たな制度を考えるなどの対応を検討していく。

会長 : 今回は要綱にもとづき「認定に至らない」とするが、「資源を復活させて、継承させていく努力をしているもの」の取り扱いについては、今後議論を続けていくという方向性でいいか。

委員 : 異議無し

⑩上横倉の獅子舞

事務局（案）について、意見なし

7 その他

(1)「みや遺産」ロゴマークについて

・ロゴマーク3案を提示し、各委員より意見をいただく。修正については事務局一任となる。

その他（自由意見）

・今後の周知の進め方について

委員 : どのような点が評価されたのかを分かりやすく伝える工夫をしてほしい。市民遺産制度は、地域の中での人のつながりを重視する制度であるので、そこが伝わるように周知して行ってほしい。

委員 : 今回、火焰太鼓山車や桃太郎山車が認定となったが、今後他の山車を申請したいという動きがあるのではないかと想像される。今後まとめて周知することを考えて行ってほしい。

事務局 : 配慮していく。

委員 : ネーミングの付け方は重要である。

委員 : 行為をネーミングにしているものと、資源をネーミングとしているものがある。何を認定したのかが分かるネーミングとするよう今後検討して行ってほしい。

その他の事項